

途上国向け低炭素技術イノベーション創出事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課、国際地球温暖化対策室)

26年度予算額(案) 15.0億円

目的・意義

我が国の優れた低炭素技術は途上国でもニーズが高く、攻めの地球温暖化外交に不可欠ですが、日本の低炭素技術をそのまま途上国に移転した場合、当該国の環境規制・制度、文化慣習、資源・エネルギー制約等の理由から市場に浸透しない可能性があります。

このため本事業では、日本の低炭素技術を途上国の特性等に応じ抜本的なリメイクを行い、世界をリードする低炭素技術の普及を通じた低炭素社会の実現、途上国市場の獲得及びCO₂削減を同時に達成すること、それと同時に、こうした開発の過程で生み出されたイノベーションにより国内企業のグローバル競争力の強化を目的とします。

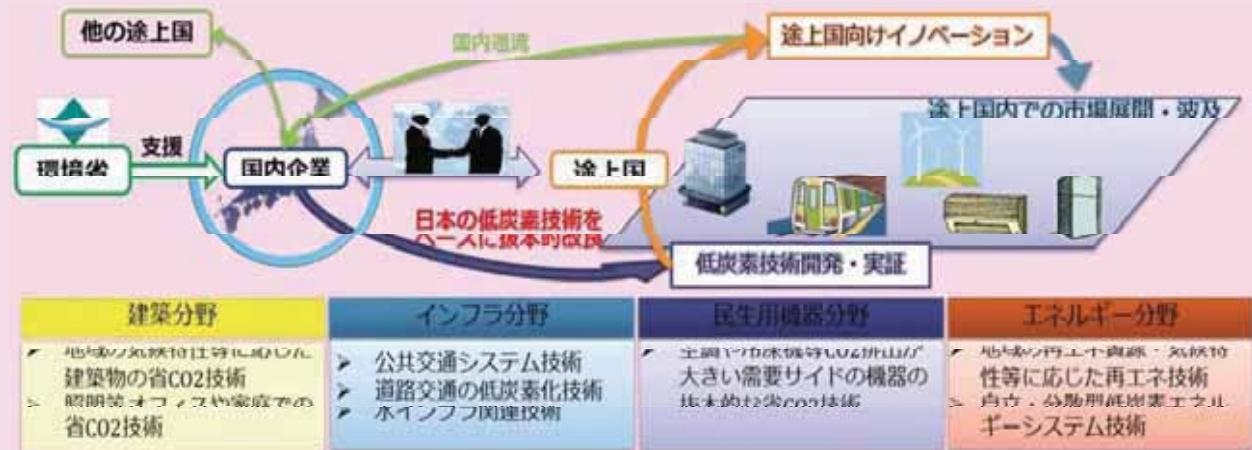
事業内容

(1) 途上国の低炭素技術リノベーション調査事業

途上国の環境規制・制度、文化慣習、資源・エネルギー制約等の特性を考慮し、途上国において普及可能性の高い技術・製品のリノベーション(用途や機能の変更による性能や価値の向上)要素を抽出します。

(2) 途上国向け低炭素技術のリノベーション・実証事業

途上国における低炭素技術の普及につなげるため、途上国ごとの特性を基に、低炭素技術の抜本的なリノベーションを行う民間事業者に対し当該費用の一部を補助します。



補助内容

【間接補助事業】

I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付

II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助(間接補助)

1. 補助対象者：民間団体等
2. 対象事業：途上国ごとの特性を基に、低炭素技術の抜本的なリノベーションを行う事業
3. 補助割合：中小企業：対象経費の1/2を上限に補助、中小企業以外：対象経費の2/3を上限に補助
4. 備考：環境省が選定した非営利法人からの補助

委託内容

1. 委託対象者：民間団体等
2. 対象事業：途上国の低炭素技術リノベーション調査事業

廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業

(担当：大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課、廃棄物対策課)

26年度予算額(案) 11.0億円

目的・意義

廃棄物分野に関連する地球温暖化対策として、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を推進しつつ、燃やさざるを得ない廃棄物からのエネルギーを有効活用する廃棄物高効率熱回収やバイオマスエネルギー活用により、エネルギー起源CO₂の削減を推進することを目的としています。

事業内容

本事業は、廃棄物処理業を主たる業とする事業者が行う、以下の高効率な廃棄物エネルギー利用施設またはバイオマスエネルギー利用施設の整備事業(新設、増設又は改造)について補助を行います。

<補助対象施設>

- (1) 廃棄物高効率熱回収
- (2) バイオマス熱供給
- (3) バイオマスコージェネレーション
- (4) 廃棄物・バイオマス燃料製造
- (5) 熱輸送システム

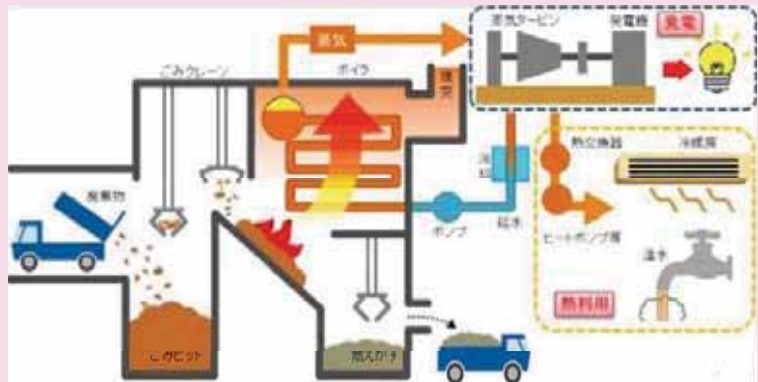


図1 廃棄物熱回収のイメージ

補助内容

【直接補助事業】

1. 補助対象者：民間団体
2. 対象事業：以下に掲げるすべての条件を満たすもの。
 - ・一定以上のエネルギー利用効率等の要件を満たすもの。
 - ・廃棄物処理施設の設置許可を受けたもの。(設置許可が必要なものに限る。)
 - ・地球温暖化防止に資する効果が十分高く、かつ事業者の取組として先進的であり、他事業者への波及効果が高いもの。
 - ・熱利用先または製造された燃料の販売先が確定しているもの。
 - ・その他、事業実施計画が確実かつ合理的であること等。
3. 補助割合：
 - ・補助対象施設の(1)～(4)：
対象経費の1/3を上限に補助
※施設の高効率化に伴う増嵩(ぞうさう)費用のみが補助の対象。
 - ・補助対象施設の(5)
対象経費の1/2を上限に補助

先進対策の効率的実施による CO₂ 排出量大幅削減事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室)

26 年度予算額 (案) 28.2 億円

目的・意義

この補助事業は、業務ビルや工場等における CO₂ 排出量削減のため、先進対策の効率的実施を促すものです。CO₂ 排出量の増加が著しい業務部門と全部門の中に占める温室効果ガス排出量の割合が最大の産業部門の既存ストックに対して、リバースオークションや排出枠の取引といった市場メカニズムの活用により、先進的な設備導入と運用改善を促進し、効率的に CO₂ 排出量を大幅に削減するものです。

本事業を通じて得られる削減に関するデータを活用し、業務・産業部門の削減ポテンシャルを把握し、費用対効果と効率性の高い削減対策について広く情報提供していくこととしています。

事業内容

(1) システム運用、削減量の検証業務

参加事業者の排出量・排出枠を管理するシステムの運用、事業運営のためのガイドラインの作成、CO₂ 排出量・削減量の検証等を実施します。

(2) BAT 設備の導入補助

業務ビルや工場等において、環境省が指定する先進的な技術 (BAT, Best Available Technology) 水準を満たす設備を導入する事業者に対し初期投資費用の 1/3 を上限とした設備補助を行います。補助申請者には、導入した設備導入 (先進対策) と運用改善による効果を合わせた削減目標量を申告していただきます。



補助内容

【間接補助事業】

I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付

II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助 (間接補助)

1. 補助対象者：民間団体等
2. 対象事業：業務ビル等における環境省指定の先進的な技術水準を満たす設備の導入
3. 補助割合：対象経費の 1/3 を上限に補助

委託内容

1. 委託対象者：民間団体等
2. 対象事業：システムの運用、削減量の検証業務等

先進技術を利用した省エネ型自然冷媒機器普及促進事業(一部国土交通省・経済産業省連携事業)

(担当：地球環境局地球温暖化対策課フロン等対策推進室)

26年度予算額(案) 50.5億円

目的・意義

業務用冷凍冷蔵機器については、従来温室効果の高いHFC(ハイドロフルオロカーボン)を冷媒とする機器が多く使用されてきましたが、近年の技術開発により、温室効果が極めて小さい自然冷媒(水、空気、アンモニア、CO₂等)を使用し、かつエネルギー効率の高い機器が開発されています。特に、**冷凍冷蔵倉庫及び小売店舗のショーケース等**については、近年先端技術を用いた製品開発が活発に行われており、今後は、このような先端性の高い技術を使用した省エネ型自然冷媒の冷凍冷蔵機器(以下「省エネ型自然冷媒機器」という。)を市場で普及させることが必要となっています。

こうした**省エネ型自然冷媒機器**を導入することによって、使用時の電力の節減を図ることができ、**エネルギー起源CO₂(エネルギーの使用に伴い発生するCO₂)排出量の削減と冷媒の脱フロン化によるフロン類の排出削減**を同時に推進できることから、本事業の実施によりその普及促進を図るものです。

事業内容

(1) 省エネ型自然冷媒機器の普及啓発

省エネ性能、安全性、法制度等の情報を盛り込んだ自然冷媒機器導入マニュアルを策定し、その説明会を開催します。

(2) 先進技術を利用した省エネ型自然冷媒機器普及のための補助

冷凍冷蔵倉庫及びショーケース等で用いられる**省エネ型自然冷媒機器の導入**に対して補助を行います。

(1) 冷凍冷蔵倉庫



外観



空気冷凍システム

(2) ショーケース等



ショーケース



補助内容

【間接補助事業】

I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付

II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助(間接補助)

1. 補助対象者：民間団体等

2. 対象事業：既存の冷凍空調機器を更新する際、あるいは新設する際に、省エネ型自然冷媒機器を導入する事業

3. 補助割合：冷凍冷蔵倉庫における省エネ型自然冷媒機器は対象経費の1/2を、ショーケース等における省エネ型自然冷媒機器は対象経費の1/3を上限に補助(工事費を含む。)

委託内容

1. 委託対象者：民間団体等

2. 対象事業：省エネ型自然冷媒機器の普及啓発